

兵庫県公報

令和2年3月31日 火曜日 第17号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則（児童課）	1

公布された法令のあらまし

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則（規則第26号）
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正により、母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金（以下「母子福祉資金等」という。）の貸付けを受けた者が支払期日に償還金等を支払わなかった場合に徴収すべき違約金の利率が法定利率と同様に見直されることに伴い、母子福祉資金等の貸付けに係る借用書の様式について所要の整備を行うこととした。
 - 民法の一部改正により、連帯保証人に対する請求は、別段の意思を表示したときを除き、主たる債務者に対してその効力を生じないこととされることに伴い、母子福祉資金等の貸付けに係る借用書の特約条項について所要の整備を行うこととした。

規 則

母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第26号

母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則（昭和57年兵庫県規則第39号）の一部を次のように改正する。

様式第18号（裏）の部中「受けた者（）」の右に「連帯借主を含む。」を加え、「5パーセント」を「3パーセント」に改め、「及び連帯借主」を削り、

- 「
- 乙は、甲が保証人の追加を必要と認め、請求をした場合には、直ちにこれに応じるものとする。
 - 甲は、保証人の変更について乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。
- 」

を

- 「
- 甲が行う連帯保証人に対する履行の請求は、乙に対しても、その効力を生ずるものとする。
 - 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認め、請求をした場合には、直ちにこれに応ずるものとする。
 - 甲は、連帯保証人の変更について乙及び連帯保証人から請求があり、適当と認めるときは、これに応ずるものとする。
- 」

に改める。

様式第19号（裏）の部中「母子・父子福祉団体（）」の右に「団体連帯借主を含む。」を加え、「5パーセント」を「3パーセント」に改め、「及び団体連帯借主」を削り、

「

- 2 乙は、甲が保証人の追加を必要と認め、請求をした場合には、直ちにこれに応じるものとする。
- 3 甲は、保証人の変更について乙から請求があり、相当と認めるときは、これに応じるものとする。

」

を

「

- 2 甲が行う連帯保証人に対する履行の請求は、乙に対しても、その効力を生ずるものとする。
- 3 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認め、請求をした場合には、直ちにこれに応ずるものとする。
- 4 甲は、連帯保証人の変更について乙及び連帯保証人から請求があり、相当と認めるときは、これに応ずるものとする。

」

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。